

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年9月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第2400076号
厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（厚）第2400032号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年1月1日から平成元年8月1日に訂正し、同年8月から同年12月までの標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

平成元年8月1日から平成2年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和33年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成元年8月1日から平成2年1月1日まで

私は、A社において平成元年8月1日から勤務していたが、同社では、入社当初は試用期間のため社会保険には加入しないという説明を受けていたにもかかわらず、私が所持する同年8月分の給料支払明細書において厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社における資格取得年月日が平成2年1月1日となつており、請求期間に係る被保険者記録がないので、調査の上、同社における資格取得年月日を平成元年8月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳（写）（以下「賃金台帳」という。）及び事業主の陳述により、請求者は請求期間において、同社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、賃金台帳により、請求者は請求期間において、A社から報酬を支払われていたことは認められるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、事業主は、請求者の当該期間については試用期間であり、請求者の当該期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

一方、請求者から請求期間に係る資料として提出された平成元年8月分給料支払明細書（写）について、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、平成2年1月改定の厚生

金保険料率に基づき計算されているとともに、賃金台帳における同年8月の欄に記載されている保険料控除額とも一致していることが確認できる上、事業主も、A社で保管している請求者の請求期間当時に係る資料とも一致していることから「平成2年8月分」の記載誤りである旨陳述していることを踏まえると、当該明細書は、平成2年8月分に係るものと推認される。

以上のことから、請求期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録の訂正は認められないものの、請求者は当該期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしており、同社から当該期間に係る報酬を支払われていたと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は平成元年8月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額については、事業主の陳述、賃金台帳及び日本年金機構の回答から11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。